

行政上の強制徴収

—預金債権の差押えと差押禁止財産—

藤島光雄^①
森下輝久

目次

- 一 はじめに
- 二 行政上の強制徴収と差押禁止財産
- 三 預金債権の差押えと差押禁止財産に関する判例
- 四 実務における課題
- 五 おわりに

一 はじめに

憲法で規定する国民の三大義務のひとつに納税の義務がある。憲法三〇条は、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」と定めている。これは、「国民主権の下で、基本的人権を確保するため、国家の存立を図るに

は、国民はその能力に依じてその財政を支えなければならぬのは当然で、本条はその当然の義務 (Duties) を明示するものである。と同時に、本条は「法律の定めるところにより」と定めて、義務の具体化方法を特定し、財政立憲主義の一面を明らかにする意味をもっている」とされている。⁽²⁾

このように、国を支える税は国民が負担しており、税を納めない人が出てくると公平性に欠けるため、ある種の強制力が必要である。納付されない税を強制的に取り立て、最終的には税が納付されたのと同一の効果を得ること、即ち納付されるべき税額を国庫に納めさせることは必要である。このため、確実な徴収の実効性を担保するために、強制的に滞納者の財産から租税を徴する必要があるが生じる。

憲法二九条二項は、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める」と定め、財産権の侵害には、法律の根拠を要する。また、憲法八四条は、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」と定め、このいわゆる「租税法主義」により、国家は法律の根拠に基づくことなしには、租税を賦課・徴収することはできず、国民は租税の納付を要求されることはないといわれる。そして、これらの要請を踏まえ、法において租税徴収手続が規定されており、また、この手続は、国民年金の保険料の徴収等、税以外の強制徴収手続にも準用されている。

しかしながら、滞納者といえども、憲法で保障された健康で文化的な最低限度の生活を維持する権利や幸福追求権などがある。このため、法的滞納処分の手続きが規定されるとともに、差押えが禁止されている財産がある。これが差押禁止財産と呼ばれているものである。

本稿では、滞納処分の一つとして行われている預金債権の差押えと差押禁止財産との関係について検討を行い、預金債権の性質、差押禁止財産とは何か、預金債権の差押えについてのこれまでの判例を比較整理しながら、預金債権

の差押えについて、実務における差押えの課題・メルクマールを提示することを目的としている。

二 行政上の強制徴収と差押禁止財産

① 国・地方公共団体が有する債権

国の「債権」とは、金銭の給付を目的とする国の権利（国の債権の管理等に関する法律二条一項）をいい、地方公共団体の「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利（地方自治法二四〇条一項）をいう。債権は、公法上の原因に基づいて発生する「公法上の債権」と、私法上の原因に基づいて発生する「私法上の債権」に区分される。そして、公法上の債権には、国税や地方税の滞納処分により強制徴収することができる規定のあるもの（以下「強制徴収公債権」という。）と、このような規定のないものがある。

強制徴収公債権には、国税徴収法（以下「徴収法」という。）や地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権のほか、行政代執行に要した費用に係る債権、分担金・加入金・過料・法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入、個別の法律で定められているものがある（行政代執行法六条、地方自治法三三一条の三第一項・第三項、二二三条等）。

② 行政上の強制徴収

行政上の強制執行とは、国民が「直接法令の規定により命じられた義務あるいは行政行為によつて命じられた義務を義務者が履行しない場合に、行政権が国民の身体、財産等に有形力行使して強制的に義務の実現をはかる作用」

をいい、強制徴収とは、「金銭債権を強制的に実現する手続」である。⁽³⁾

国税債権の徴収については、徴収法がその手続を定めているが、国税債権以外の行政上の金銭債権（例えば、地方税、国民年金の保険料、代執行に要した費用等）について、同法の定める強制徴収手続を適用するには、法律に当該債権の徴収は「国税滞納処分例による」といった明文の規定が必要とされるが、現行法のなかには徴収法を準用する、こうした規定が数多く置かれている（地方税法四八条、六八条、三三一条、行政代執行法六条、地方自治法三三一条の第三項など）。このため、徴収法は、形式上は行政上の金銭債権の強制徴収に関する一般法ではないが、実質的には行政上の金銭債権の強制徴収手続に関する基本法とみられている。⁽⁴⁾

③ 憲法と徴収法

憲法一四条一項が、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定めていることから、「税負担は国民の間に担税力に即して公平に配分されなければならない」、各種の租税法律関係において国民は平等に取り扱われなければならない」という「租税公平主義」が導かれている。⁽⁵⁾

そして、この要請を充たすためには、堅実な納税システムの構築が必要である。課税が公平に行われることは当然に要請される場所であるが、滞納を許しては、結果的に公平を保つことができなくなる。そこで、確実な徴収の実効性を担保するために、強制的に滞納者の財産から租税を徴する必要がある。この点、憲法一九条二項は、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める」と定め、財産権の侵害には、法律の根拠を要する。

憲法八四条は、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」と定め、いわゆる「租税法律主義」により、国家は法律の根拠に基づくことなしには、租税を賦課・徴収することはできず、国民は租税の納付を要求されることはないと言われる。そして、これらの要請を踏まえ、徴収法において、租税徴収手続が規定されているのである。

一方、憲法二五条一項は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とし、同条二項は、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定めている。この生存権の保障は、社会権の中で原則的な規定であり、国民が誰でも、人間的な生活を送ることができ、これを権利として宣言したものとされる。そして、生存権を具体化するため、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、国民健康保険法、国民年金法、厚生年金保険法、雇用保険法等の整備が図られている。

また、憲法十三條は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」とし、いわゆる幸福追求権を定めている。幸福追求権は、「個別の基本権を包括する基本権であるが、その内容はあらゆる生活領域に関する行為の自由（一般的な行為の自由）ではない。個人の人格的生存に不可欠な利益を内容とする権利の総体を言う（人格的利益説）。また、個別の人権を保障する条項との関係は、一般法と特別法との関係にあると解されるので、個別の人権が妥当しない場合に限って十三條が適用される（補充的保障説）」とされている。⁸⁾

このような憲法二五条、十三條の規定を受けて、徴収法は差押禁止財産についての規定を置いている。

④ 差押禁止財産とは何か

差押えの対象となる財産は、法令により差押えが禁止されている財産以外の財産でなければならない（徴収法七五条〜七八条）。

差押禁止財産とは、最低生活の保障、生業の維持、精神的生活の安寧の保障、社会保障制度の維持等の理由から法令により差押えが禁止されている財産のことである。^①

金子宏は、「国税徴収法上の差押禁止財産には、絶対的差押禁止財産と条件付差押禁止財産とがある。前者は、いかなる場合にも差押をすることのできない財産であつて、滞納者およびその家族の生活に欠くことのできない衣服・家具等（七五条）、給与のうち一定の基準に達するまでの金額（七六条）、および各種の社会保険給付のうち一定の基準に達するまでの金額（七七条）が、これに属する。後者は、滞納者が、他に租税の全額を徴収することのできる財産で、換価が困難でなく、かつ第三者の権利の目的となつていないものを提供することを条件として、差押を禁止される財産であつて、農業に必要な機械等、漁業に必要な魚網等、およびその他の職業・事業の継続に必要な機械等が、これに含まれる（七八条。その範囲につき、最判昭和三三年三月二八日民集一二巻四号六六七頁参照）。なお、個別の法律によつて差押が禁止されている財産がいくつかある（たとえば、児童手当法に基づく児童手当。同法一六条）」^②と
している。

なお、絶対的差押禁止財産に該当する財産であることが外観上明白なものを差し押さえたときは、その差押えは無効となるが、外観上明白でないものについては、差押えが直ちに無効となるのではなく、差押禁止財産であることが明らかとなつたときに取り消されることになる。^③

⑤ 受給権等の差押禁止財産規定と金銭の差押禁止財産規定

個別法が規定する差押禁止財産には、児童手当法（以下「見手法」という。）一五条に規定する児童手当の支給を受ける権利、保険給付を受ける権利（国民健康保険法六七条）、障害基礎年金・遺族基礎年金等の給付を受ける権利（国民年金法二四条）のように、受給権等の債権が多い。

例えば、給料等（給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する債権をいう。以下同じ。）の債権については、一定の計算式により求めた金額に相当する部分の金額は、差し押さえることができない。つまり、差押えができる金額は、給料等からこの金額を控除した金額の範囲内に限られる（徴収法七六条一項）。

一方、生活扶助・教育扶助・住宅扶助等により給付を受けた保護金品（生活保護法五八条）、原子力損害賠償補償契約に基づく補償金（原子力損害の賠償に関する法律一条）等のように、金銭そのものを差押禁止財産として定めるものもある。

もつとも、給料等に基づき支払を受けた金銭については、徴収法七六条が差押えの禁止について定めている。すなわち、給料等に基づき支払を受けた金銭については、徴収法七六条一項四号及び五号の金額の合計額に、その給料等の支給の基礎となった期間の日数のうちに差押えの日から次の支払日までの日数の占める割合を乗じて計算した金額を限度として、差し押さえることができないとされ（同法七六条二項）、また、賞与等（賞与及びその性質を有する給与に係る債権）に基づき支払いを受けた金銭についても、給料等と同様に取り扱うこととされている（同条三項）。

なお、給料等は債権として差し押さえるが（同法六二条）、給料等に基づき支払を受けた金銭は、動産として差し押さえることとされている（同法五六条）。

このように、給料等については、債権として差し押さえる場合でも、また、給料等に基づき支払を受けた金銭を動

産として差し押さえる場合にも、差押禁止財産の保護が図られている。これは、給料等の債権が、具体的な金銭となつて支給された場合においても、当該金銭を差し押さえるに際しては、差押禁止財産相当額を控除して差し押さえなければならぬということの意味する。

ところで、ここで問題となるのは、差押禁止財産である受給権等が権利行使により具体的な金銭となつた場合、この金銭の差押えを禁止する明文の規定がない場合には全く保護されないかどうかということである。

この点、受給権等の債権が金銭となつた場合、当該金銭は差押禁止財産としての属性を消失するものではなく、保護されると考へる。なぜなら、そもそも差押禁止財産を設けた趣旨は、憲法二五条等の理念を具体化するためであり、最低生活の保障、生業の維持、精神的生活の安寧の保障、社会保障制度の維持等の理由から法律上差し押さへることを禁止したわけである。そうであれば、生活保護受給権等が金銭という通貨に変わることに、生活や生業等を具体的に維持することが可能となるのであつて、そうすると、かかる金銭を保護すべきことは当然であると思料するからである。

また、前述のとおり、給料等に基づき支払を受けた金銭については、徴収法七六条が差押えの禁止について定めているが、これは、かつては生活の根幹を支える給料等が金銭で支給されることが通常であつたため（労働基準法二四一条一項）、この事実に即して特に規定されたと思われる。このため、その他の受給権等の債権が金銭となつた場合について、差押禁止財産相当額の保護を排除するものではないと解される。そして、これについては、後に掲げる東京地裁平成一五年五月二八日判決¹²も、「年金に対する差押えが禁止された趣旨を全うするためには、年金受給権に対する差押えに限らず、受給権者が年金を受給した後の年金自体に対する差押えも許されるべきものではない」としている。

⑥ 預金債権の差押えの特徴

預金債権の差押えについては、差押禁止財産の規定はない。それどころか、預金債権を含む債権の差押えは、滞納金額にかかわらず、原則としてその全額を差し押さえなければならないとされており、債権の全額を差し押さえる必要がないと認められるときは、債権の一部を差し押さえることができると規定されているに過ぎない（徴収法六三条）。

このように、債権について全額差押が原則とされているのは、債権の取立ての可能性が第三債務者の弁済能力、反対債権による相殺等によって左右されるからであるとされる。¹³⁾ このため、例えば、給料が、金銭で支給される場合と金融機関口座へ振り込まれる場合とでは、差押禁止財産の取扱いが異なることになる。つまり、給料が金銭で支給される場合は、当該金銭を動産として差し押さえる際に、必ず差押禁止財産相当額を控除しなければならないが、給料が金融機関口座へ振り込まれる場合は、預金残高全額に係る預金債権の差押えが可能となる。両者の取扱いにこのような違いが生じるのは、次の理由によるものと思われる。

すなわち、給料が金銭で支給される場合は、給料債権から動産である金銭に転化するわけであるが、金銭は本来的通貨であり、生活の維持等に直結する財産であることから、給料債権の差押禁止財産としての属性が直接的に金銭に承継され、保護されると考えられる。

一方、給料が金融機関口座へ振り込まれる場合は、第三債務者である金融機関が、給料債権から転化した預金債権を電子的に管理し、預金を一般財産として混合的に保管することとなるため、差押禁止財産としての属性が原則として預金債権に承継されず、保護されないと考えられる。

この点、最高裁判成一〇年二月一〇日判決¹⁴⁾は、差押禁止財産が金融機関口座へ振り込まれた場合、差押禁止財産の受給権等が預金債権に転化し、原則として預金債権には差押禁止財産の属性は承継されないとし、当該預金残高全額

に係る預金債権の差押えが可能な判断をした。

ところが、広島高裁松江支部平成二五年一月二七日判決⁽¹⁵⁾（原審・鳥取地裁平成二五年三月二九日判決⁽¹⁶⁾）は、実質的に差押禁止財産を「狙い撃ち」する意図での預金債権の差押えを違法としたのである。

そこで、次に、預金債権の差押えと差押禁止財産に関する重要な判例について検討を行う。

三 預金債権の差押えと差押禁止財産に関する判例

差押禁止財産が振り込まれた預金口座に係る預金債権の差押えについて、裁判所の判断は大きく二つに分かれる。一方は、差押禁止財産としての属性が預金債権に承継されるとするものであり、他方は、差押禁止財産としての属性は預金債権に承継されないとするものである。

① 預金債権に差押禁止財産としての属性が承継されると判断した判例

ア 東京地裁平成一五年五月二八日判決（平成一五年（ワ）第一四三九号）⁽¹⁷⁾

本件は、原告が、被告からいわゆる「債権執行」を受けて貯金債権を喪失したが、当該貯金債権は、原告が所轄機関から受給した年金を預け入れたものであるから、当該貯金債権に対する強制執行は許されるべきものではないと主張して、不当利得として、被告に対し、当該債権執行によって回収した金額の返還及び遅延損害金の支払いを求めた事案で、裁判所は次のとおり判示した。

「証拠（証拠略）によれば、本件債権執行によって差し押さえられた本件貯金債権のうち、一三三万五〇〇

五三円は、原告が受給した年金が預け入れられたものであると認められ、この認定を妨げる証拠はない。そこで、本件貯金債権（但し、前認定の年金の預入れ部分）に対する差押えの許否について検討すると、年金に対する差押えが禁止された趣旨を全うするためには、年金受給権に対する差押えに限らず、受給権者が年金を受給した後、年金自体に対する差押えも許されるべきものではない。そして、年金受給権者が受給した年金を金融機関・郵便局に預け入れている場合にも、当該預・貯金の原資が年金であることの識別・特定が可能であるときは、年金それ自体に対する差押えと同視すべきものであつて、当該預・貯金債権に対する差押えは禁止されるべきものといふべきである。この点につき、被告は、本件貯金債権から原告の生活費などが支出された形跡がないことから、本件債権執行は許されるべきものと主張するが、年金受給権者が年金以外に財産を所有して生計を立てている場合には、当該財産に対する強制執行が禁止されるべき理由はない。そして、年金受給権者が、当該財産を費消して、年金を費消しないで預・貯金として蓄えているような場合にも、当該預・貯金が年金を原資とするというだけで、これに対する強制執行が許されないというのは、年金に対する差押えを禁止した法の趣旨を潜脱・逸脱して、不当に年金受給権者に利する結果となる。被告の主張は、その意味において、これを首肯することができるが、その見地から年金が原資となつてゐることが識別・特定し得る預・貯金債権につき、強制執行が許されるというためには、前説示したところに従ひ、年金受給権者が別の財産を所有し、これを費消して生計を立てているが、当該財産が隠匿されるなどしているため、強制執行が可能な、顕在化している財産としては、年金を預け入れた預・貯金しかないという事情を証明すべきものであつて、別の財産それ自体が潜在的には存在すると推認し得る場合でないのに、年金を預け入れた預・貯金に対する強制執行が許されるという趣旨であれば、被告の主張は、年金に対する差押えを禁止した法の趣旨を否定するに等しく、首肯することができない。（…中略…）

本件貯金債権が年金を預け入れたものであることを被告が認識していなかったとしても、その違法であることに変わりはなく、そのような違法な強制執行によって得た金銭を取得し得る法律上の原因はないといふべきであるから、被告は、本件貯金債権から回収した一三三万五〇五三円（本件貯金債権のうち年金の預入れ部分）を原告に返還すべきものである」。

この判例は、差押禁止財産である年金を原資とする預貯金債権が差押禁止となることを認めた初めての裁判例とされている。¹⁸⁾

イ 神戸地裁平成二〇年一月二四日決定（平成一九年（ヲ）第五〇二七号）¹⁹⁾

「本件口座には、平成一八年四月四日以降平成一九年二月一四日の本件差押えまでの間、平成一八年一〇月一七日に合計一八〇万円が振り込まれた以外は、申立人の年金以外の入金はない。一方、本件口座には、平成一八年四月四日、繰越金として二六二万四一五九円が存したが、同年一月三〇日には預金残高が五万〇四八九円となっており、その後は、上記のとおり、申立人の年金以外には入金はない。（…中略…）以上の事実によれば、本件口座に對する本件差押えにかかる預金債権八四万六九七一円は、本件口座に入金された申立人の年金が預金債権となったものと認めるのが相当である。そして、年金債権が差押禁止債権であることからすれば、本件口座の預金債権に對する差押えも禁止されると解するのが相当である」。

本決定も年金についてであるが、預貯金の原資が年金であることを「識別・特定」することができることから、預

金債権の差押えを年金それ自体に対する差押えと同視し、当該差押えは禁止されると判断したものと解される。

前記ア及びイの裁判例は、預金債権の差押えを年金自体に対する差押えと同一視していることから、年金を原資とする預金債権の差押えについて、当該預金債権に、差押禁止財産である年金の属性が承継されると判断したものと解されるところ、年金以外の財産についても、年金と同様の差押禁止財産規定が設けられているのであるから、かかる判断は、年金以外の差押禁止財産を原資とする預金債権の差押えのケースについても当てはまるものと考えられる。そうすると、預貯金の原資が差押禁止財産であることの「識別・特定」ができれば、預金債権に差押禁止財産としての属性が承継され、かかる預金債権の差押えは禁止されることになる。

② 預金債権に差押禁止財産としての属性は承継されないと判断した判例

ア 釧路地裁北見支部平成八年七月一九日判決（平成五年（ワ）第四八号）²⁰

本件は、原告が、被告信用金庫に対し、被告信用金庫がした、原告に対して有する保証債務履行請求権（被担保債権は貸金債権）を自働債権とし、原告が被告信用金庫に対して有する預金債権を受働債権とする、約定相殺ないし法定相殺は違法無効であるとし、相殺にかかる金額を不当利得としてその返還を求めるとともに遅延損害金の支払いを求め、加えて、相殺が無効であることを知りつつあえてこれを行った被告信用金庫の行為は不法行為に該当するとして、慰謝料等の損害賠償及び遅延損害金の支払いを求め、被告国に対し、被告信用金庫が違法無効となる相殺をしないよう指導監督する義務があるのにこれを怠った不法行為があるとして、慰謝料等の損害賠償及び遅延損害金の支払いを求めたものである。裁判所は、次のとおり判示した。

「たしかに、年金等のように差押ができない旨定められている給付については、それらが受給者の預金口座に振

り込まれた場合においても、受給者の生活保持の見地から右差押禁止の趣旨は十分に尊重されてしかるべきではある。しかしながら、一般的には預金口座には差押等禁止債権についての振込み以外の振込みや預入れも存在するのであって、年金等は預金口座に振込まれると受給者の一般財産に混入し、年金等としては識別できなくなるというわざるを得ず、このようなものについてまで差押を禁止することとなると取引秩序に大きな混乱を招く結果となるというべきである。したがって、差押等禁止債権の振り込みによって生じた預金債権は、原則として、差押等禁止債権としての属性を承継しないと解するのが相当である。

証拠（△略▽、原告本人）によれば、原告は、本件預金口座を、その開設当初から解約に至るまでの間を通じて、国民年金及び労災保険金の入金のほか、被告金庫以外の金融機関及び生命保険会社からの入金並びに原告自身による金員の預け入れ、キャッシュカードによる引き出し及び保険の掛金の支払い等に多数回利用していたことが認められ、右によれば、本件預金口座は原告の日常の財産管理のためのものであって、国民年金及び労災保険金は本件預金口座に振込まれることにより原告の一般財産に混入し、その識別ができないものとなっているというほかないから、本件預金口座にかかる預金債権は差押等禁止の属性を承継していかないというべきである。なお、原告は本件労災保険金が振り込まれた時点以後は、本件預金口座に存在した金員はすべて労災保険金であると識別される旨主張するが、年金等以外の入金、支払いが継続して多数存在する以上、年金等が振込まれる直前の残高及び振込みにかかる年金等の金額のみをもって当該預金口座にかかる預貯金払戻請求権がすべて年金等が振り込まれた金員を対象とすると断定することはできないというべきである。本件における相殺は差押等禁止規定に反するものではない」。

イ 札幌高裁平成九年五月二五日判決（平成八年（ネ）第二八五号）²¹

本判決は、前記ア釧路地裁北見支部平成八年七月一九日判決（以下「釧路地裁八年判決」という。）の控訴審判決である。

「当裁判所も、控訴人の本件請求は理由がないから棄却すべきものと判断するが、その理由は、次のとおり原判決を訂正等し、当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほか、原判決の理由説示のとおりであるから、これを引用する。一 原判決の訂正等 原判決九枚目一一行目の（…中略…）同六行目の「一般的には」から同一〇行目の「したがって」までを「年金等の受給権が差押等を禁止されているとしても、その給付金が受給者の金融機関における預金口座に振り込まれると、それは受給者の当該金融機関に対する預金債権に転化し、受給者の一般財産になると解すべきであるから」に、（…中略…）各改める。二 当審における控訴人の主張に対する判断 控訴人に支払われる国民年金及び労災保険金が本件預金口座に振り込まれて、控訴人の被控訴人金庫に対する預金債権に転化し、控訴人の一般財産になったこと、右債権は差押等禁止債権としての属性を承継しているものではないこと、したがって、同被控訴人がした本件の相殺が禁止されるものではないことは前記認定判断のとおりである」。

この控訴審判決では、第一審判決（前記ア）の「一般的には預金口座には差押等禁止債権についての振込み以外の振込みや預入れも存在するのであって、年金等は預金口座に振込まれると受給者の一般財産に混入し、年金等として識別できなくなるといわざるを得ず、このようなものについてまで差押を禁止することとなると取引秩序に大きな混乱を招く結果となるというべきである。したがって」の部分で、「年金等の受給権が差押等を禁止されているとして

も、その給付金が受給者の金融機関における預金口座に振り込まれると、それは受給者の当該金融機関に対する預金債権に転化し、受給者の一般財産になると解すべきであるから」に改められている。

ウ 最高裁判平成一〇年二月一〇日判決(平成九年(オ)第一九六三号)⁽²⁾

本判決は、前記イ札幌高裁平成九年五月二五日判決(以下「札幌高裁九年判決」という。)の上告審判決である。

「原審の適法に確定した事実関係の下においては、所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができる。でき、その過程に所論の違法はない。論旨は、独自の見解に立つて原判決を論難するものに過ぎず、採用することができない」。

この最高裁判決により、差押禁止財産が振り込まれた預金口座に係る預金債権に、差押禁止財産としての属性は承継されないとする判断が確定した。

前記ア、ウの判決は、民事事件に関するものであるが、預金債権に差押禁止財産としての属性は承継されないという判断は、強制徴収公債権の滞納処分による預金債権の差押えの場面にも、被保全債権が異なるのみで、差押えの対象である預金債権及び第三債務者は同様であるから当てはまる。したがって、行政執行機関は、差押禁止財産が振り込まれた預金口座に係る預金債権に対して、当該差押禁止財産相当額を含めた差押えを執行することが可能となっている。そして、実務上、差押禁止財産をターゲットとした預金債権の差押えも、最高裁判平成一〇年二月一〇日判決(以下「最高裁一〇年判決」という。)の判断を根拠として行われてきたのである。

また、租税滞納処分としての預金債権の差押えに関して、最高裁一〇年判決と同趣旨の次の下級審判決がある。

エ 大阪地裁平成一五年一月二五日判決（平成一五年（行ウ）第三八号）⁽²³⁾

「この点、原告は、本件預金債権一に係る普通預金口座に現存している預金はすべて原告の勤務先から振り込まれた給料であり、振込みによっても差押禁止債権たる性質は変わらない旨主張する。しかし、仮に上記口座に現存している預金がすべて原告の勤務先から振り込まれた給料であるとしても、原告の使用者に対する給料債権と株式会社三井住友銀行に対する本件預金債権一とはその性質を全く異にするものといわざるを得ないから、原告の上記主張を採用することはできない。なお、国税徴収法七六条二項は、給料等に基づいて支払を受けた金銭についても、その一部の差押えを禁止しており、その趣旨からすれば、給料等に基づく金銭が預金口座に振り込まれた場合においても同様に差押えが禁止されるとの見解もあり得るところではあるが、預金債権が直ちに同項にいう「金銭」に含まれると解することは困難であるし、滞納者は、その生活状況によっては、徴収の猶予（地方税法一五條）、換価の猶予（同法一五條の五）又は滞納処分（同法一五條の七）により、これらに伴う差押えの解除（同法一五條の二第二項、一五條の二第二項、一五條の七第三項）を受けることも可能であるから、給料等が振り込まれた預金口座に係る預金債権の差押えが禁止されないからといって、給料等及び給料等に基づいて支払われた金銭の差押えを禁止した法の趣旨が全く没却されるというものでもないと考えられる」。

この判決文に、「滞納者は、その生活状況によっては、徴収の猶予（地方税法一五條）、換価の猶予（同法一五條の五）又は滞納処分の停止（同法一五條の七）により、これらに伴う差押えの解除（同法一五條の二第二項、一五條の二第二項、一五條の七第三項）を受けることも可能であるから、給料等が振り込まれた預金口座に係る預金債権の差押えが禁止されないからといって、給料等及び給料等に基づいて支払われた金銭の差押えを禁止した法の趣旨が全く

没却されるというものでもない」とあるが、これについては注意が必要である。地方税法上、徴収の猶予は滞納者による申請が要求されており、申請がなされない限り当該猶予は行われまいし、しかもその判断は徴税吏員の裁量に任されている。また、換価の猶予や滞納処分等の停止については、徴税吏員の職権によるもので、これらについても滞納者による申立てがなければ、通常、行われまい。したがって、滞納者による申請や申立てがない限り、猶予や停止は行われまいことになるのであって、結局、差押えは解除されなくなってしまう。

しかしながら、仮に差押えが違法な状態にある場合に、滞納者からの申請や申立てがなければ差押え解除の機会すら消失してしまうというのでは、平等原則に反するし、憲法二五条等及び最低生活の保障等の理由から規定された徴収法その他の差押禁止財産規定の趣旨も没却されることになりかねないのである。

その後、平成二五年に、差押禁止財産である児童手当を原資とした預金債権について、実質的に児童手当を差し押さえる意図をもって執行された、租税滞納処分としての預金債権の差押えが違法である旨の注目すべき判決が言い渡された。

オ 鳥取地裁平成二五年三月二十九日判決（平成二二年（行ウ）第三号）²⁴

△事案の概要▽

Xは、平成二〇年六月当時、平成一七・一八年度の個人事業税および平成一八・一九年度の自動車税を滞納していた（本税および滞納金合計二九万円余）。そのため、処分行政庁は、滞納処分として、XがA銀行B支店に有する預金口座残高一三万円余に対する預金払戻請求権（預金債権）を差し押さえた（本件差押処分）。これは、差押当日の九時に児童手当一三万円が振り込まれたものであった。処分行政庁は、A銀行から本件預金債権を取り立て、その納付金を受け入れ、平成一七年度個人事業税、平成一八・一九年度自動車税の一部に配当した（本件配当

処分)。その後、換価代金の交付を行い、滞納税に充当した。

Xは、県知事に審査請求をしたが奏功しなかった。そこで、Xは、本件差押処分は差押禁止財産を差し押さえたものであるから違法であり、これに引き続く本件配当処分も違法である等と主張し、Yに対し、本件差押処分の取消し、本件配当処分の取消し・無効確認を求めるとともに、不当利得返還請求権に基づき差押えを受けた預金債権相当額一三万円余および国家賠償法一条一項に基づき慰謝料一〇〇万円・弁護士費用一〇万円と遅延損害金を求めたのである。

「そこで検討すると、児童手当が銀行預金口座に振り込まれた場合、法形式上は、当該児童手当受給権は消滅し児童手当受給者の銀行に対する預金債権という別個の債権になることに加え、一般に、児童手当が預金口座に振り込まれると受給者の一般財産に混入し、児童手当としては識別できなくなる可能性があり、さらに、国税徴収法上の差押えは、債務者及び第三債務者を審尋することなく発令されるものであって(同法六二条参照)、差し押さえようとする預金の原資をあらかじめ調査する仕組みを採用していないことに鑑みれば、差押えが禁止される児童手当であってもそれが銀行口座に振り込まれた場合には、原則として、その全額の差押えが許されると解するのが相当である。

そして、証拠(甲一)及び弁論の全趣旨によれば、本件預金口座には、原告に対する児童手当以外の入出金(原告の家族や知人からの入金、就学援助金や保険金の入金等)も合計するとそれなりの金額あるいは複数回にわたってなされていることが認められるのであって、客観的には、本件預金債権もまた差押えが禁止される財産に該当すると解すべき事情は他に見出しがたい(なお、滞納者は、その生活状況によっては、滞納処分の執行停止(地方税法一五条の七)により、これに伴う差押えの解除(同法一五条の二第二項、一五条の五第二項、一五条の七

第三項)を受けることも可能であるから、児童手当が振り込まれた預金口座に係る預金債権の差押えが禁止されないからといって、児童手当の差押えを禁止した児童手当法の趣旨が全く没却されるというものでもないと考えられる。

しかしながら、児童手当法一五条の趣旨に鑑みれば、処分行政庁が、差押処分に先立って、差押えの対象として予定している預金債権に係る預金口座に、近いうちに児童手当が入金されることを予期したうえで、実質的に児童手当を原資として租税を徴収することを意図した場合において、実際の差押処分(差押通知書の交付)の時点において、客観的にみても児童手当以外に預金口座への入金がない状況にあり、処分行政庁がそのことを知り又は知り得べき状態にあったのに、なお差押処分を断行した場合は、当該処分は、客観的にみて、実質的に児童手当法の精神を没却するような裁量逸脱があったものとして、違法なものと解するのが相当である。

(…中略…) 以上によれば、前記(二)オのとおり、差押えに係る本件預金債権の原資のほとんど(本件預金債権一三万〇〇七三円のうち一三万円)は本件児童手当の振込みによるものであったところ、前記アのとおり、被告は、平成二〇年六月一日に児童手当が振り込まれる可能性が高いことを認識しつつ、あえて児童手当の振込み時期に合わせて差押えを実施したものであり、また、前記ウのとおり、県税局職員が本件差押え処分を執行した際には、本件取引履歴を確認して、差押えに係る本件預金債権の原資のほとんどが児童手当を原資とするものであることを現実に認識したものと認められる。しかも、前記イのとおり、県税局職員は、原告の経済状態が楽でないことを認識しながら、まとまった金額を差し押さえるためには本件預金口座に振り込まれる児童手当を押さえるしかないと認識の下差押えに至ったことも考えられ、以上を総合すると、被告は、差押対象財産を選択するに当たって、実質的には、本件預金口座に振り込まれる本件児童手当を原資として租税の徴収することを

意図し、その意図を実現したものと評価せざるを得ない。そして、このような県税局職員の主観面に着目すれば、実質的には、差押禁止債権である児童手当受給権の差押えがあつたのと同様の効果が生ずるものと評価するのが相当である。

そうすると、本件においては、本件差押処分を取り消さなければ、児童を養育する家庭の生活の安定、児童の健全育成及び資質の向上に資することを目的とする児童手当の趣旨（児童手当法一条参照）に反する事態を解消できず、正義に反するものといわざるを得ないから、本件差押処分は権限を濫用した違法なものと評価せざるを得ない」。

本判決は、原則として預金債権に差押禁止財産としての属性は承継されないとする最高裁一〇年判決を踏襲し、差押えが禁止される児童手当であつてもそれが預金口座に振り込まれた場合には、原則として当該預金債権全額の差押えが許されるとしたうえで、児手法一五条の趣旨に照らして、意図的に、児童手当が振り込まれた預金口座に係る預金債権を差し押さえることは、客観的にみて、実質的に児手法の精神を没却するような裁量逸脱があつたものと判断し、本件差押えを違法としたものである。

なお、「滞納者は、その生活状況によつては、滞納処分の執行停止（地方税法一五条の七）により、これに伴う差押えの解除（同法一五条の二第二項、一五条の五第二項、一五条の七第三項）を受けることも可能であるから、児童手当が振り込まれた預金口座に係る預金債権の差押えが禁止されないからといって、児童手当の差押えを禁止した児童手当法の趣旨が全く没却されるというものでもないと考える」とあるが、この点について注意を要することは前記三②エにおいて既に述べたところである。

カ 広島高裁松江支部平成二五年一月二七日判決（平成二五年（行コ）第七号）²⁵

本判決は、前記オ鳥取地裁平成二五年三月二九日判決（以下「鳥取地裁平成二五年判決」という。）の控訴審判決（確定）である。

「一般に、差押等禁止債権に係る金員が金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預金債権は、原則として差押等禁止債権としての属性を承継するものではないと解される（最高裁平成九年（オ）第一九六三号・平成一〇年二月一〇日第三小法廷判決）。（…中略…）ウ さらに、前記認定のとおり、本件口座は、平成一九年二月六日から本件差押処分の日である平成二〇年六月一日までの間に、本件児童手当以外の入出金があったものの、いずれもその残高は僅少であり、このことは県税局においても、本件口座に関して平成一九年七月六日に鳥取駅南支店から交付を受けた書面（乙八）から推測することができたと考えられる上、本件差押処分直前の約二か月半の間は入出金がなく、本件児童手当が振り込まれる直前の本件口座の残金が七三円であり、本件児童手当の一三万円が本件口座に振り込まれたことよって、その残高が一三万〇〇七三円となったとの事実も認められる。そうすると、本件においては、本件預金債権の大部分が本件児童手当の振込みにより形成されたものであり、本件児童手当が本件口座に振り込まれた平成二〇年六月一日午前九時の直後で本件差押処分がされた同日午前九時九分の時点では、本件預金債権のうちの本件児童手当相当額は、まだ本件児童手当としての属性を失っていないと認められるが相当である。エ 以上のとおり、処分行政庁において本件児童手当が本件口座に振り込まれる日であることを認識した上で、本件児童手当が本件口座に振り込まれた九分後に、本件児童手当によって大部分が形成されている本件預金債権を差し押さえた本件差押処分は、本件児童手当相当額の部分に関しては、実質的には本件児童手当を受ける権利自体を差し押さえたのと変わりがないと認められるから、児童手当法一五

条の趣旨に反するものとして違法であると認めざるを得ない。

そうすると、控訴人は、本件児童手当相当額である一三万円については、これを保有する法律上の原因を有しないこととなるから、上記の額に限ってこれを被控訴人に返還する義務を負うというべきであるが、その余の七三円については、これを返還する義務を負わないというべきである」。

なお、この判決については、総務省自治税務局企画課から各都道府県税務担当課・市区町村担当課あてに、平成二五年一月二九日付け事務連絡が発せられた（なお、これには、関連する国会質疑の議事録の抜粋（平成二五年四月一五日衆議院予算委員会第二分科会）も添付された。）。

別紙1 鳥取県資料

から一部抜粋

「地方税の滞納処分に係る係争事例について」

△判決…広島高等裁判所松江支部▽

主文

一 控訴人が被控訴人の滞納に対して行った一三万〇〇七三円の配当処分取消請求及び無効確認請求を却下する。

二 控訴人は、被控訴人に対し、一三万円（児童手当としての入金相当分）を支払え。

三 被控訴人の慰謝料及び弁護士費用の請求を棄却する。

四 訴訟費用は、第一審、第二審を通じて一〇分の一を控訴人、その余を被控訴人の負担とする。

【判決の概要】

- ・ 差押・配当処分取消しについては、訴えの利益がないと認定し、却下。
- ・ 本件口座に児童手当が振り込まれると認識した上での差押えと認定。
- ・ 預金債権のうち一三万円については、児童手当の属性を承継し、差押処分が児童手当法第一五条に違反していると認定。

・ 最高裁判例に則り執行した差押処分であり、不法行為を構成する故意、過失はないと認定。↓損害賠償請求を棄却

・ 生活困窮者と県が認識できた事情は見出せない。

・ 県の訴訟費用の負担割合→一割（原審では七割）

△預金債権のうち一三万円に対する裁判所の判断▽

以下の事実に基づき、児童手当の差押えと同等と判断

- ① 児童手当が振り込まれる口座であると認識できたと認定
- ② 児童手当振込時間と処分執行時間との近接性
- ③ 預金残高に占める児童手当の構成比

広島高裁松江支部平成二五年一月二七日判決（以下「広島高裁二五年判決」という。）も、原則として預金債権に

差押禁止財産としての属性は承継されないとする最高裁一〇年判決を踏襲している。そして、そのうえで、本判決では、a 処分行政庁は児童手当が振り込まれる口座であると認識できたと認定し、b 児童手当が預金口座に振り込まれた九分後に預金債権を差し押さえたことから、児童手当振込時間と処分執行時間との近接性を認め、c 預金残高の大部分が振り込まれた児童手当によって構成されていることに照らし、本件は、実質的に、児童手当の受給権を差し押さえたのと変わりが無いものと判断している。この点の判断は、前掲東京地裁平成一五年五月二八日判決（以下「東京地裁一五年判決」という。）（三①ア）及び神戸地裁平成二〇年一月二四日決定（三①イ）と同趣旨であって、本件の状況においては、例外的に、差押禁止財産としての属性が預金債権に承継されると評価したものと考えられる。

すなわち、この判決は、原則として預金債権に差押禁止財産としての属性は承継されないとする最高裁一〇年判決の判断をベースとしつつも、本件事案について、例外的に、預金債権に差押禁止財産としての属性が承継されると評価しているのである。

このように、本判決が、租税滞納処分としての預金債権の差押えに関して、例外的ではあるものの、預金債権に差押禁止財産としての属性が承継されると判断したことには意義がある。

なお、本判決は、裏を返して言い表せば、差押禁止財産を「狙い撃ち」にした、振込み九分後の預金債権の差押えについては、例外的に差押禁止財産としての属性が当該預金債権に承継され、当該差押えは違法と評価されるが、本件事案以外の場面での預金債権の差押えにおいては、最高裁一〇年判決に依拠して、原則どおり、差押禁止財産としての属性は預金債権には承継されないものであって、仮に差押禁止財産が預金口座に振り込まれていたとしても、当該口座に係る預金債権の差押えは適法であるということになる。

ところで、本判決は、差押禁止財産の振込み後、どの時点までの差押えが違法となるのかなど、その限界について

は言及していないため、不明である。

③ これまでの判例の考察

前記に掲げたこれまでの判例を分析すると、次のとおりとなる。

まず、a 「属性承継」の判例である東京地裁一五年判決が、「年金受給権者が受給した年金を金融機関・郵便局に預け入れている場合にも、当該預・貯金の原資が年金であることの識別・特定が可能であるときは、年金それ自体に対する差押えと同視すべきものであって、当該預・貯金債権に対する差押えは禁止されるべきものというべきである」とし、差押禁止財産であることの「識別・特定」が可能であることを理由に預・貯金債権に対する強制執行を違法としていること、b 「属性非承継」の判例である釧路地裁八年判決が、「一般的には預金口座には差押等禁止債権についての振込み以外の振込みや預入れも存在するのであって、年金等は預金口座に振込まれると受給者の一般財産に混入し、年金等としては識別できなくなるといわざるを得ず、このようなものについてまで差押を禁止することとなると取引秩序に大きな混乱を招く結果となるというべきである。したがって、差押等禁止債権の振り込みによって生じた預金債権は、原則として、差押等禁止債権としての属性を承継しないと解するのが相当である」とし、差押等禁止債権であることの「識別」ができないことを理由に、原則として、預金債権は差押等禁止債権としての属性を承継しないとしていることから、差押禁止財産であることの「識別・特定」が可能な場合には、預金債権に差押禁止財産としての属性が承継されると考えられる。

ところが、「属性非承継」の最高裁一〇年判決は、原審の札幌高裁九年判決を是認しているところ、札幌高裁九年判決は、一番の前記釧路地裁八年判決中の「一般的には預金口座には差押等禁止債権についての振込み以外の振込みや

預入れも存在するのであって、年金等は預金口座に振込まれると受給者の一般財産に混入し、年金等としては識別できなくなるといわざるを得ず、このようなものについてまで差押を禁止することとなると取引秩序に大きな混乱を招く結果となるというべきである」の部分で、「年金等の受給権が差押等を禁止されているとしても、その給付金が受給者の金融機関における預金口座に振り込まれると、それは受給者の当該金融機関に対する預金債権に転化し、受給者の一般財産になると解すべきであるから」に改めている。つまり、札幌高裁九年判決は、一番の釧路地裁八年判決中の差押禁止財産であることの識別ができなくなるとの理由を削除したうえで、代わりに、年金等の受給権が金融機関に対する預金債権に転化し、受給者の一般財産になるとの理由に改め、当該預金債権は、原則として、差押等禁止債権としての属性を承継しているものではない（例外的に属性が承継される場合がありうる）としているのである。

このように、札幌高裁九年判決が「識別」の文言を削除したわけであるが、この点については、属性が承継されるか否かの判断要素として、「識別・特定」性を不要としたものではないと解する。すなわち、札幌高裁九年判決は、一番の釧路地裁八年判決のとおり、「差押等禁止債権の振り込みによって生じた預金債権は、原則として、差押等禁止債権としての属性を承継しないと解するのが相当である」としていることから、例外的に属性が承継されることに含みを持たせている。そして、属性が承継される場面を想定するには、少なくとも差押禁止財産であることの「識別・特定」がなされていることが要求される。なぜなら、そもそも差押禁止財産であることの「識別・特定」ができないのであれば、属性が承継される対象財産を確定することができず、属性承継の前提を観念することができなくなるからである。したがって、属性が承継されるか否かの判断要素として、「識別・特定」性は否定されていないと考えるのである。

そうすると、札幌高裁九年判決が、一番の釧路地裁八年判決中の差押禁止財産であることの「識別」ができなくな

るとの理由を削除し、別の理由としたのは、年金等の受給権が預金債権に転化し、受給者の一般財産になるとしても、差押禁止財産であることの「識別」ができさえすれば差押禁止財産としての属性は例外的に承継される、との誤解を払拭するためであると考ええる。つまり、例外的に、預金債権に差押禁止財産としての属性が承継される場合があつて、それには差押禁止財産としての「識別・特定」は必要ではあるものの、これを充たすだけでは属性承継の要件として十分でない」と判断したものと考えられる。

そして、最高裁は、この札幌高裁九年判決を是認したわけであるから、例外として差押禁止財産としての属性が預金債権に承継される場合があるものの、そのためには、差押禁止財産が「識別・特定」されるだけでは足りないと考えているということになる。なお、この点、大阪地裁平成一五年一月二五日判決も、識別・特定性に触れることなく、給料債権と預金債権の性質の違いから、給料が振り込まれた預金債権の差押えを違法でないとしている。

その後、鳥取地裁平成二五年判決が、「一般に、児童手当が預金口座に振り込まれると受給者の一般財産に混入し、児童手当としては識別できなくなる可能性があり、…差押えが禁止される児童手当であってもそれが銀行口座に振り込まれた場合には、原則として、その全額の差押えが許されると解するのが相当である」とし、児童手当として識別できなくなる可能性を理由の一つとして、原則として預金債権の差押えは許されるとしたうえで、「当該処分は、客観的にみて、実質的に児童手当法の精神を没却するような裁量逸脱があつたものとして、違法なものと解するのが相当である」とし、差押処分について、権限を濫用した違法なものと判示した。また、広島高裁二五年判決が、「一般に、差押等禁止債権に係る金員が金融機関の口座に振り込まれることによつて発生する預金債権は、原則として差押等禁止債権としての属性を承継するものではないと解される」としたうえで、「処分行政庁において本件児童手当が本件口座に振り込まれる日であることを認識した上で、本件児童手当が本件口座に振り込まれた九分後に、本件児童手当に

図表：判例一覧表

	差押禁止財産の属性の 預金債権への承継	属性承継判断の メルクマール
① 東京地裁 平成15年5月28日判決	属性承継	差押禁止財産の識別・特定性
② 神戸地裁 平成20年1月24日決定	属性承継	差押禁止財産の識別・特定性
③ 釧路地裁北見支部 平成8年7月19日判決	(原則) 属性非承継	差押禁止財産の識別・特定性
④ 札幌高裁 平成9年5月25日判決	(原則) 属性非承継	預金債権への転化 ＜識別・特定性を削除＞
⑤ 最高裁 平成10年2月10日判決	(原則) 属性非承継	預金債権への転化 ＜識別・特定性を削除＞
⑥ 大阪地裁 平成15年11月25日判決	(原則) 属性非承継	預金債権への転化
⑦ 鳥取地裁 平成25年3月29日判決	(原則) 属性非承継	差押禁止財産の識別・特定性 預金債権への転化 ＜実質的判断＞
⑧ 広島高裁松江支部 平成25年11月27日判決	(原則) 属性非承継 ＜(例外) 属性承継＞	預金債権への転化 ＜実質的判断＞

よって大部分が形成されている本件預金債権を差し押さえた本件差押処分は、本件児童手当相当額の部分に関して、実質的には本件児童手当を受ける権利自体を差し押さえたのと変わりがないと認められるから、児童手当法一五条の趣旨に反するものとして違法であると認めざるを得ない」とし、a 児童手当が振り込まれる口座であると認識できたか否か、b 児童手当の振込時間と処分執行時間との近接性、c 預金残高に占める児童手当の構成比の点において実質的判断を行い、例外的に、差押等禁止債権としての属性が預金債権に承継することを認めている(図表参照)。

このことからすれば、差押禁止財産規定の趣旨に反する実質的な要素があれば、差押禁止財産としての属性が預金債権に承継されると考えられる。そして、このような実質的な要素が要求される理由は、給料債権が、金銭という等価値で特定された動産に転化する(当該金銭については、徴収法七六条が差押の禁止について定めている。)のと異なり、差押禁止財産が振り込ま

れた預金口座に係る預金債権の差押えの場合は、差押禁止財産が預金債権に転化し、滞納者の一般財産になってしま
うからであると考ええる。

したがって、これらのことから、差押禁止財産が振り込まれた預金口座に係る預金債権に、例外として、差押禁止
財産としての属性が承継されるのは、a 差押禁止財産であることの「識別・特定」が可能な場合で、かつ、b 差押禁
止財産規定の趣旨に反する実質的要件（これは、差押禁止財産が振り込まれる口座であると認識できたか否か、差押
禁止財産の振込時間と処分執行時間との近接性、預金残高に占める差押禁止財産相当額の構成比により判断される。）
を充足する場合であると考ええる。

四 実務における課題

① 広島高裁二五年判決の射程

広島高裁二五年判決の事案は、差押禁止財産である児童手当を「狙い撃ち」して執行された預金債権の差押えが違
法とされたものであった。この事案の手法は、通常行われる預金債権差押えの手法とはいえず、実務的には「特殊」
なケースである。したがって、広島高裁二五年判決は、このような特殊で悪質な手法による差押えに対して一種の「警
告」を發したものと捉えることができる。

しかし、そのみならず、広島高裁二五年判決の重要な特徴は、原則として、差押禁止財産としての属性は預金債
権に承継されないとする最高裁一〇年判決をベースとしながらも、本件事案については、例外的に、差押禁止財産と

しての属性が預金債権に承継されていることを認めただうえで、差押えを違法と判断したところにある。つまり、行政に対する「警告」的判決であるとともに、従来の判例の判断から一歩踏み込んだ判決と位置付けることができる。

そこで、広島高裁二五年判決が、どの程度の射程を有するかについて検討する。本判決においての実質的判断は、(1) 児童手当が振り込まれる口座であると認識できたか否か、(2) 児童手当振込時間と処分執行時間との近接性、(3) 預金残高に占める児童手当の構成比の各点で行われたため、以下、それぞれの点について考察する。

(1) 児童手当が振り込まれる口座であると認識できたか否かについて

本件の認定事実は次のとおりである。鳥取県税務局が、平成一九年六月二十八日に滞納者の預金調査を実施し、その結果、鳥取銀行鳥取駅南支店（以下「鳥取駅南支店」という。）の滞納者名義の預金口座には、平成一九年六月一日に児童手当が振り込まれていたことを認識した。そして、本件預金口座は、平成二〇年三月二十七日以降入金も出金もなく、同年六月一日時点での本件預金口座の預金残高は七三円であったが、翌同月一日午前九時に児童手当が振り込まれたことにより、預金残高が一三万〇〇七三円となった。県税局徴税吏員は、平成二〇年六月一日午前九時ころ鳥取駅南支店を訪れ、同日午前九時に児童手当一三万円が振り込まれた直後である同日午前九時分に、預金残高一三万〇〇七三円に係る預金債権の差押えを執行した。

この差押えについて、鳥取地裁平成二五年判決は、処分行政庁が、本件預金口座に、平成二〇年六月一日に児童手当が入金されることを予期したうえで、実質的に児童手当を原資として租税を徴収することを意図し、差押えを断行した本件差押えを違法とし、また、広島高裁二五年判決も、児童手当が本件預金口座に振り込まれる日であることを認識したうえで、振り込まれた九分後に執行した本件差押え処分を違法とした。

このことから、差押執行機関が、差押禁止財産である児童手当の預金口座への振込みを認識しながら、実質的に

当該児童手当を差し押さえる意図を有して積極的にこれを差し押さえた場合、この処分行為は、児手法の趣旨を没却する行為と評価できるから違法となる。

また、児童手当を差し押さえる明確な意図を有していなくても、差し押さえる預金債権に児童手当相当額が含まれていてもかまわないとの意思で差し押さえた場合も、児手法の趣旨を没却する処分行為と評価し得るから違法となる余地がある。

一方、差押執行機関が、児童手当の預金口座への振込みを認識していなかった場合、児童手当の存在を知らずに預金債権を差し押さえるわけであるから、通常故意・過失は認められず、当該差押えは適法とも考えられる。

しかしながら、憲法二五条等及び児手法の趣旨を実現するためには、違法性の存否が差押執行機関の故意・認識の有無で左右されるべきではないといえ、差押えの違法性は、差押執行機関が児童手当を実質的に差し押さえたか否かについて、客観的に評価されるべきと考える。この点、前掲東京地裁一五年判決も「本件貯金債権が年金を預け入れたものであることを被告が認識していなかったとしても、その違法であることに変わりはなく、そのような違法な強制執行によって得た金銭を取得し得る法律上の原因はないというべきである」としている。

したがって、差押執行機関が、児童手当の預金口座への振込みを認識していなかったとしても、客観的にみて児童手当を実質的に差し押さえたものと評価できる場合は、当該預金債権の差押えは、違法となる余地があると考えらる。

(2) 児童手当の振込時間と処分執行時間との近接性について

本件は、県税局徴税吏員が、平成二〇年六月一日午前九時ころ鳥銀駅南支店を訪れ、同日午前九時に児童手当一三万円が振り込まれた直後である同日午前九時九分に、預金残高一三万〇〇七三円に係る預金債権の差押えを執

行した事案である。つまり、児童手当振込み直後の預金債権差押え事案ということになる。

しかし、児童手当の入金から一定時間経過後の預金債権の差押えであっても、違法と評価される可能性はあると考える。例えば、本件事案で、平成二〇年六月一日午前九時に児童手当一三万円が入金され、預金残高が一三万円〇七三円となった後、入出金がないまま、一週間後の平成二〇年六月一八日に差押えを執行した場合を考える。この場合、児童手当によって預金残高の大部分が形成されている預金債権を差し押さえたのであり、これを児童手当入金直後の差押えではないことから、児手法の趣旨に合致し、適法であるとは言いがたい。そうすると、同じ状況のもとで、児童手当入金の二週間後の差押えや一か月後の差押えなどのように、児童手当振込時間と処分執行時間に開きがある場合でも、差押えが違法となる可能性は否定できない。

(3) 預金残高に占める児童手当の構成比について

本件は、県税局徴税吏員が、児童手当一三万円が振り込まれた九分後に、残高一三万〇七三円にかかる預金債権の差押えを執行した事案である。つまり、本件判決は、児童手当によって預金残高の大部分が形成されている預金債権を差し押さえた事案について判断したものであって、預金残高の一部が児童手当で形成されているものについては、何ら判断されてはいない。

しかし、児童手当の預金残高に占める構成比が若干小さくても、児童手当の入金を認識し、それを実質的に差し押さえる意図をもって執行した預金債権の差押えは、違法と評価される可能性は排除できないと考える。例えば、本件事案の預金残高一三万〇七三円のうち、仮に一二万円を児童手当相当額と想定した場合に、当該預金残高全額にかかる預金債権を差し押さえたとき、これを児童手当の差押禁止の趣旨に合致するとして適法であるとするには無理がある。

もつとも、児童手当相当額が、一〇万円あるいはそれ以下の金額である場合など、預金残高に占める児童手当の割合が、一体どの程度のもので違法と評価されるかは難しい問題である。しかしながら、少なくとも、預金残高に占める児童手当の構成比が本件事案より多少小さい場合であっても、これに係る預金債権の差押えが違法となる余地は無いといえる。

以上の(1)から(3)に述べたとおり、児童手当の預金口座への振込みを認識していなかった場合や、児童手当振込時間と処分執行時間に開きがある場合、あるいは預金残高に占める児童手当の構成比が本件事案より小さい場合にも、差押えが違法と評価される余地は想定できる。すなわち、広島高裁二五年判決は、差押禁止財産としての属性が預金債権に例外的に承継される範囲について、拡大可能性を秘めていると考えることができる。また、差押禁止財産には、児童手当のほか、年金や生活保護受給権、給料等多くの種類の財産が存在する。中でも、給料等は、かつてのように現金支給ではなく、今では預金口座への振込みが常態化しているのであるから、「給料等に基づき支払を受けた金銭」が差押禁止財産として保護されている(徴収法七六条)のと同様に、今後、「預金口座に振り込まれた給料等の差押禁止財産相当額に係る預金債権が厚く保護されていくことも想定できないではない。そのうえ、総務省から各地方公共団体に対して、広島高裁二五年判決についての事務連絡が発せられたことも考え合わせれば、広島高裁二五年判決の射程は、狭くはないといえる。したがって、この判決が実務に与える影響も決して小さくはない。

② 広島高裁二五年判決と実務における問題

(広島高裁二五年判決の判断基準に基づく預金債権差押えの違法性の判断について)

広島高裁二五年判決は、実質的に、差押禁止財産を差し押さえる意図を有して、差押禁止財産が預金口座に振り込まれた直後の預金債権の差押えについて、a 児童手当が振り込まれる口座であると認識できたか否か、b 児童手当の振込時間と処分執行時間との近接性、c 預金残高に占める児童手当の構成比の観点から考察し、違法と判断した。しかし、この事案は、差押禁止財産を「狙い撃ち」して預金債権を差し押さえたもので、実務上は特殊な事案である。このため、広島高裁二五年判決は、このような特殊な事案についての差押えを違法とすることにより、一種の「警告」を発したものと解されるわけであるが、差押禁止財産を「狙い撃ち」したものではない差押えについては、最高裁一〇年判決に依拠して、預金債権を差し押さえることができるのである。

したがって、実務においては、まず、差押禁止財産を「狙い撃ち」にした預金債権の差押えを回避する必要がある。そして、その一方、「狙い撃ち」以外の場面においては、仮に差押禁止財産の預金口座への入金履歴が存在したとしても、最高裁一〇年判決に依拠して、当該預金債権を差し押さえることが可能である。

ただ、実務の中では、預金債権の差押えに際して、違法性の判断が困難な場面に直面することがある。

そこで、このような場面において、広島高裁二五年判決の判断基準が、いかに機能するかについて考察する。

ア 差押えの手法による違い（預金残高に占める差押禁止財産相当額の構成比の問題）

差押禁止財産が振り込まれた預金口座に係る預金債権を差し押さえる場合、差押えの手法の違いが、違法性の成立に影響を与える。

まず、差押禁止財産を「狙い撃ち」して、差押禁止財産が預金口座に振り込まれた直後に、預金債権の全額を差し押さえる（全額差押え）ときは、差押禁止財産相当額を含めた預金債権全体を差し押さえることになるため、当該差押えは違法となりうる。

次に、差押禁止財産を「狙い撃ち」して、差押禁止財産が預金口座に振り込まれた直後に、預金債権の一部の金額について差し押さえる（一部差押え）場合において、差押禁止財産相当額を含めて差し押さえるときは、差し押さえられた差押禁止財産相当額について、差押えが違法となりうる。

しかし、同じ一部差押えの場合でも、差押禁止財産相当額を控除して差し押さえるのであれば、当該差押えは適法である。

また、前記のいずれの場合も、差押禁止財産の「狙い撃ち」的な差押えでなければ、直ちに違法とはいえず、預金債権の差押えは可能である。

イ 差押禁止財産の預金口座への振込み時期と預金債権差押えの時期

（差押禁止財産の振込時間と処分執行時間との近接性の問題）

差押禁止財産が預金口座に振り込まれた直後に預金債権を差し押さえる場合、預金債権の原資が差押禁止財産であることの「識別・特定」が可能であるため、差押禁止財産の「狙い撃ち」と評価されれば、当該差押えは違法となりうる。

次に、差押禁止財産の預金口座への振込みの時期と預金債権の差押えの時期が一定程度（振込みの直後とはいえない程度）離れている場合で、その間に預金の入出金履歴がないとき、広島高裁二五年判決はこのようなケースについて違法性の判断をしていないため、最高裁一〇年判決に依拠して預金債権を差し押さえても、直ちに違法とはいえない。

また、同じく差押禁止財産の預金口座への振込みの時期と預金債権の差押えの時期が一定程度（振込みの直後とはいえない程度）離れている場合で、振込み後、預金の入出金履歴があるときも、広島高裁二五年判決は

このようなケースについて判断していないため、最高裁一〇年判決に依拠して預金債権を差し押さえても、直ちに違法とはいえない。

ウ 給料等についての特有の問題

(ア) 給料等の振込口座が複数存在する場合

児童手当等の差押禁止財産が、複数の預金口座に分割されて振り込まれたとしても、支給元の特定は、預金調査や預金通帳の記載から可能であり、また、全体の支給額は、支給元において確定的に定められた一定の金額であるから、差し押さえる（あるいは差し押さえた）対象の預金口座に係る預金債権に、差押禁止財産相当額が含まれているか否かの判断は、比較的容易である。

しかし、給料等（給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する債権）、賞与等（賞与及びその性質を有する給与に係る債権）、退職手当等（退職手当及びその性質を有する給与に係る債権）、及び社会保険制度に基づき支給される給付（退職年金、老齢年金、普通恩給、休業手当及びこれらの性質を有する給付（確定給付企業年金法三八条一項（老齢給付金の支給方法）の規定に基づいて支給される年金、確定拠出年金法三五条一項、七三条（老齢給付金の支給方法）の規定に基づいて支給される年金、その他政令で定める退職年金を含む。）に係る債権、並びに退職一時金、一時恩給及びこれらの性質を有する給付（確定給付企業年金法三八条二項の規定に基づいて支給される一時金、同法四二条（脱退一時金の支給方法）の規定に基づいて支給される脱退一時金、確定拠出年金法三五条二項、七三条の規定に基づいて支給される一時金、その他政令で定める退職一時金を含む。）に係る債権）の場合には、差押禁止財産額を徴収法七六条の規定に基づいて算定する必要があるため、これらの財産が複数の預金口座に分割されて振り込まれる場合には、預金債権差押えの違法性判断が

極めて困難となる。

例えば、複数の給料等振込口座のうち、特定の預金口座に係る預金債権のみを差し押さえる場合においては、給料等の中の差押禁止財産の全体の金額と、他の預金口座の状況が明らかになっていなければ、差押えの対象である預金口座における具体的な差押禁止財産相当額を算定することができない。このため、当該預金口座に係る預金債権差押えの違法性判断は、ほぼ不可能となる。

したがって、この場合、給料等の全体の金額を調査したうえで、差押禁止財産額を確定し、個々の預金口座における差押禁止財産相当額を按分計算により算出する作業が必要となる。そして、そのうえで、当該預金債権差押えの違法性を、広島高裁二五年判決の判断基準に基づいて判断することになる。すなわち、差押対象口座中の差押禁止財産を「狙い撃ち」した預金債権の差押えは違法となりうるが、それ以外のケースについては、最高裁一〇年判決に依拠して預金債権を差し押さえても、直ちに違法とはいえないという判断となる。

(イ) 同一期間に二以上の給料等を受ける場合

滞納者が同一期間に二以上の給料等の支給を受けている場合には、その合計額で差押禁止財産額を計算することになる（徴収法七六条一項後段）。このため、それぞれの支給が、複数の預金口座への振込みで行われているのであれば、やはり給料等の全額を調査し、全体の差押禁止財産額を確定させたうえで、差押えの対象となる預金口座における差押禁止財産相当額を算出し、当該預金債権差押えの違法性を、広島高裁二五年判決の判断基準に基づいて判断する必要がある。すなわち、差押対象口座中の差押禁止財産を「狙い撃ち」した預金債権の差押えは違法となりうるが、それ以外のケースについては、最高裁一〇年判決に依拠して預金債権を差し押さえても、直ちに違法とはいえない。

もつとも、前記(ア)(イ)のように、預金債権の差押えに際して、このような煩瑣な作業を行うのであれば、端的に給料等の受給権の差押えを、差押禁止財産額を控除して執行すべきである(確かに、実務上は、給料等の受給権の差押えについて、第三債務者の了解が得られず、困難となる場面は存在するのであるが)。

③ 鳥取地裁平成二五年判決及び広島高裁二五年判決が「職務上の注意義務」に与える影響

鳥取地裁平成二五年判決及び広島高裁二五年判決は、「職務上の注意義務」にいかなる影響を与えるのであろうか。鳥取地裁平成二五年判決は、「本件差押処分は、権限を濫用したものであるから違法であり、後続処分である本件配当処分も、同違法を承継して違法となることは前記三のとおりであるが、被告の職員が違法性の認識を有していたとまでは認められないことに照らせば、そのことから直ちに本件差押処分及びこれに引き続く一連の本件滞納処分に国家賠償法一条一項の違法があつたとの評価を受けるものではなく、被告が差押対象財産を調査、選択するに当たって、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と差押えをしたと認め得るような事情がある場合に限り、上記の評価を受けるものと解するのが相当である(最高裁平成一四年(受)第一〇四八号同一五年六月二六日第一小法廷判決、最高裁平成元年(オ)第九三〇号、第一〇九三号同五年三月一日第一小法廷判決・民集四七卷四号二八六三頁参照)。(…中略…)被告の職員は、原告が本件預金債権の他に目立った財産を有していない可能性を十分に認識した上で、本件児童手当を原資とする本件預金債権をあえて選択して差押えを執行したものであり、これが、差押禁止債権であつても、預金口座に振り込まれた場合には、預金債権として差押可能で適法な差押えであるとの解釈に基づくものであつたとしても、そのような解釈が他面、実質的に児童を養育する家庭の生活の安定、児童の健全育成及び資質の向上に資することを目的とする児童手当法の趣旨に反し、原告家族の生活に重大な不利益を及ぼしうることは

容易に想定できたはずであり、にもかかわらず、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件差押処分を執行したものであるから（なお、被告は、本件差押処分の直後に原告から児童手当を差し押さえられた旨の陳情を受けた際にも、事実関係を調査の上、手続の停止等を検討した形跡もない）、被告が差押対象財産を調査、選択する過程に裁量の逸脱又は濫用があるといわざるを得ない」とし、国家賠償法一条一項の違法を認定していた。

ところが、広島高裁二五年判決は、児童手当が入金された預金債権の差押えについては、不法行為を構成する故意・過失はないとし、国家賠償法上の請求を認めなかった。

しかし、広島高裁二五年判決が、当該事案において、差押禁止財産が振り込まれた預金口座に係る預金債権の差押えを違法と判断したことにより、「職務上通常尽くすべき注意義務」が、今後、より厳格に問われるように思う。つまり、差押禁止財産が振り込まれた預金口座に係る預金債権を差し押さえるに際して、差押禁止財産を「狙い撃ち」にして、差押禁止財産相当額を含めた差押えを安易に執行すれば、「差押対象財産を調査、選択するに当たって、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と差押えをした」と認定される可能性がこれまで以上に高くなると思われるのである。

このため、差押禁止財産が振り込まれた預金口座に係る預金債権の差押えにおいては、広島高裁二五年判決を踏まえ、差押禁止財産の「狙い撃ち」と評価されうる預金債権の差押えは回避する必要がある。

もつとも、差押禁止財産を「狙い撃ち」した預金債権の差押え以外の差押えの場面においては、仮に差押禁止財産の預金口座への入金履歴が存在したとしても、最高裁一〇年判決に依拠して当該預金債権を差し押さえることが可能である。

④ 行政における実務上の対応策

預金債権の差押えに際して、差押禁止財産に配慮した行政上の対応策としては、実務的には、差押禁止財産相当分を含めて預金債権の差押えを執行するものの、しばらくは取立てを行わないで、その間、滞納者から申し出があった際に、分割納付等の納付相談で対応するという手法が現実的である。

もともと、広島高裁二五年判決を踏まえれば、少なくとも差押禁止財産の「狙い撃ち」と評価されうる預金債権の差押えは回避しなければならない。

そこで、差押禁止財産に配慮しながら預金債権を差し押さえる実務上の手法を検討する。ここでは、差押えの前と、差押え時及び差押え後の対応に分けて考える。

ア 差押え前の対応

差押えの前の段階における財産調査の充実を図り、差押執行予定日における預金残高に、差押禁止財産相当額が含まれる可能性があるかをよく吟味しておく必要がある。実務においては、財産調査の一環として、金融機関あてに預金照会を郵送等により行っているが、とりわけ預金債権を差し押さえる場合には、過去一か月以上（可能であれば過去三か月以上）の取引履歴を調査し、差押禁止財産の入金の有無を確認する。

そして、その中で、児童手当や年金、生活保護費等の差押禁止財産の入金が確認された場合は、次回の入金予定日及び入金時刻を推測する。これを勘案して差押執行予定日を設定するのであるが、滞納額や預金口座の取引履歴の状況から、差押禁止財産入金予定日以外の日に差押えの執行が可能であれば、そのように設定した方が望ましい。一方、差押禁止財産入金予定日以外に差押えの執行に適した日がないため、入金予定日に差押えを執行する必要がある場合は、当該入金予定日を差押執行予定日として設定しておく。ただし、現実の執行については、執行日当日

に、金融機関において改めて預金調査を行い、その内容により判断することとする。

また、入金履歴の表示から、給料等の入金が明確な場合は、差押禁止財産額を算定するため、給料等の支払者に対し、給料照会等が可能かどうかの確認を行っておく。もつとも、この場合、滞納者の滞納の事実が給料等支払者に知れてしまうため、慎重な対応が要求される。このため、実際に給料等の照会等を実施することになるのは、すぐにでも差押えを執行する必要があるような、事案として熟したものに限られると思われる。

イ 差押え時の対応

差押執行当日は、金融機関において、預金残高及び直近一か月以上の取引履歴を調査し、直近の入金履歴を確認する。ここで、差押禁止財産の入金が確認されないのであれば、預金残高全額に係る預金債権の差押えは執行可能である。

一方、注意が必要になるのは、直近の取引履歴に差押禁止財産の入金が認められる場合である。この場面における預金債権差押えの違法性の判断は、広島高裁二五年判決を踏まえて行う必要がある。広島高裁二五年判決は、實質的に、差押禁止財産を差し押さえる意図を有して、差押禁止財産が預金口座に振り込まれた直後である九分後に執行した預金債権の差押えを、a 児童手当が振り込まれる口座であると認識できたか否か、b 児童手当振込時間と処分執行時間との近接性、c 預金残高に占める児童手当の構成比の観点から考察し、違法と判断した。このことから、差押禁止財産を「狙い撃ち」にした預金債権の差押えは回避する必要がある。一方、それ以外の場面においては、仮に差押禁止財産の預金口座への入金履歴が存在しても、最高裁一〇年判決に依拠して当該預金債権を差し押さえることは可能なのである。

そうすると、まず、預金残高のほとんどが差押禁止財産相当額で構成されているものについて、差押禁止財産の

入金を認識しながら、差押禁止財産の入金直後に預金債権を差し押さえる場合は、真に差押禁止財産を「狙い撃ち」していたときはもとより、そうではなくても差押禁止財産の「狙い撃ち」と評価される可能性が極めて高いため、執行を回避するべきである。

次に、差押禁止財産の入金後一定時間（入金直後とはいえない時間）を経過しているのであれば、そのような時点で預金債権差押えについて、広島高裁二五年判決は違法性の判断をしておらず、最高裁一〇年判決に依拠して当該預金債権を差し押さえることが可能である。ちなみにこの場合、滞納者の状況によっては差押えの解除が可能であり、直ちに差押禁止財産規定の趣旨に抵触するものではないと思料する。特に、過去に滞納者を呼び出しても全く応答がなく、滞納者との交渉の場を構築する必要がある場合には、このような差押えも、滞納整理の一手法として有効と思われる。

これらに対して、差押禁止財産の入金はあるものの、それが預金残高の一部を構成するに過ぎない場合は、差押禁止財産相当額を控除して差し押さえる、いわゆる「一部差押え」（徴収法六三条）を検討し、実務上この手法が可能な場合は、これによるべきである。

もつとも、前記のように綿密な預金調査を行って、差押えの機会を逸失してしまう事案も存在する。例えば、破産事案や、民事再生事案がそれである。破産事案は、破産手続開始決定時以降は差押えの執行はできないが、それより前であれば差押えの執行は可能である。また、民事再生事案にあつては、事案の内容によっては、再生期間中においても差押えの執行が可能である。このような事案は、差押えの時点が少し遅れることで、他の執行機関に劣後し、無配当となるおそれが高く、即時に差押えを執行すべき必要性和緊急性がある。したがって、このような事案については、金融機関における詳細な取引履歴の調査を省略することはやむを得ず、仮に預金残高に差押禁

止財産相当額が含まれていたとしても、預金残高に係る預金債権の差押えが、直ちに違法となるとはいえないと解する。

ウ 差押え後の対応

差押え後の対応として、第一に、差し押さえた預金債権について即時に取立てを行う、いわゆる「即時取立」を極力回避し、差押え後一週間程度は滞納者からの連絡を待つて、滞納者から連絡があれば納付相談を行うという手法が適当である。

「即時取立」は、金融機関にとっては、その場での一度の事務で完結することができ、また、徴税吏員・徴収職員等にとつても、取立てのために再度金融機関に足を運ぶ手間が省け、そのうえ即時に収入になるというメリットがあり、実務上は便利な手段である。特に、一回の預金債権の差押えで滞納金全額を回収できる事案であれば、なおさらである。

しかし、広島高裁二五年判決の事案では、差押禁止財産の差押えを意図して、差押禁止財産相当額を含む預金債権を差し押さえて「即時取立」を行ったところ、差押えが違法と判断されたのであるから、「即時取立」は、差し押さえた預金債権に差押禁止財産相当額が含まれている場合は、後の裁判で違法と判断される場合がありうるのである。この場合、最終的に還付手続その他支払手続を行わなければならないが、手続的にも煩瑣となる。したがって、滞納者サイドからはもとより、行政サイドからみても、可能な限り「即時取立」は回避するべきと考えるのである。

もつとも、差し押さえた預金債権額が、社会通念からみても比較的少額であると判断される場合、例えば、数千円の預金債権の差押えの場合は、「即時取立」の手法は許されるのではないかと思う。

第二に、差し押さえた預金債権に差押禁止財産相当額が含まれていたことが、事後的に発見された場合には、当

該差押えを解除することにより対応する。これは、差押えの緊急性から預金調査を省略した場合や、遠隔地の金融機関に対する預金債権の差押えに郵送を利用した場合に起こりうる。

まず、a 差押えを受けた滞納者から預金債権の差押えの解除申立てがあつた場合において、申立内容が、差し押さえた預金債権の中に差押禁止財産相当額が含まれているというものであれば、直ちに当該差押預金債権の内容を精査する。そして、差し押さえた預金債権の中に、差押禁止財産相当額の存在を確認した場合は、広島高裁二五年判決を踏まえて吟味し、差押えの違法性が極めて高く疑われるものについては、差押えの解除を行う。

また、申立内容の検討により、当該事案が、生活困窮による滞納処分⁽²⁶⁾の執行停止（徴収法一五三条一項二号、地方税法一五条の七第一項二号）の要件を具備している場合は、差押えを解除しなければならない（徴収法一五三条三項、地方税法一五条の七第三項）。そして、納付相談の中で、納税の猶予（国税通則法四六条一項〜三項、地方税法一五条一項・二項）又は換価の猶予（徴収法一五一条一項、地方税法一五条の五第一項）の要件を充足している⁽²⁷⁾と判断した場合は、職権により、納税の猶予・換価の猶予を行うとともに、差押えを解除するようにする（国税通則法四八条二項、徴収法一五二条二項、地方税法一五条の五第二項）。

なお、滞納者が、差押禁止財産相当額を含めた預金債権の差押え・取立てを承諾した場合は、承諾の書面を徴したうえで取立てを行う。これは、徴収法において、給与及び社会保険制度に基づく給付の一定額について原則として差押えが禁止されているところ、滞納者の承諾があるときは、その承諾の範囲内で、差押禁止の限度を超えて差押えをすることができるとされている（徴収法七六条五項、七七条一項）ことから、当該規定の趣旨に照らして、滞納者が、差押禁止財産相当額を含めた預金債権の差押え・取立てに対して承諾すれば、当該差押え及び取立ては適法と解されるからである。⁽²⁸⁾

次に、b滞納者からの申出はないものの、預金債権を差し押さえた後に、差押債権の中に差押禁止財産相当額が含まれている事実を差押執行機関が発見した場合は、差押執行機関は、当該差押えが差押禁止財産規定の趣旨に抵触するものかどうかについて、広島高裁二五年判決を踏まえて吟味する。そして、差押えの違法性が極めて高く疑われるものについては、差押えの解除を行う。

また、差押執行機関において、当該事案が生活困窮による滞納処分執行停止（徴収法一五三条一項二号、地方税法一五条の七第一項二号）の要件を充足している旨を確認した場合は、当該差押えを解除しなければならず（徴収法一五三条三項、地方税法一五条の七第三項）、換価の猶予（徴収法一五一条一項、地方税法一五条の五第一項）の要件を充足している旨を確認した場合は、職権により当該差押えを解除するようにする（徴収法一五二条二項、地方税法一五条の五第二項）。

なお、滞納者からの申出がないうえに、広島高裁二五年判決を踏まえても差押えを違法と断定できない場合は、差押禁止財産相当額に係る預金債権の差押えについて、黙示の承諾があったものと推定し、取立てを行う。

ところで、前記の差押え後の解除による対応は、差押禁止財産の保護の観点からすれば、限界がある。というのは、差押え後に滞納者からの申出がなければ、仮に生活困窮事案であったとしても、通常は取立てが行われてしまう。現に、これまでの実務上は、差押えを受けた滞納者から差押え解除の申し出がない限り、差し押さえた預金債権の全額について取立てを行ってきた。そして、滞納者が、差押禁止財産規定の趣旨に反するとして預金債権の差押えの解除を申し出ること、ほとんど無いのも実情であった。これは、滞納者が預貯金の中に差押禁止財産が存在することや、差押禁止財産の金額を知ることが非常に難しく、現実的には、差し押さえられた預金債権額に差押禁止財産相当額が

含まれていることの認識を持つことが困難だからである。

もつとも、広島高裁二五年判決の影響により、差押えを受けた滞納者からの差押え解除の申出が、これまでより増加する可能性はあると思われる。

また、滞納者から申出があったとしても、申出内容が滞納処分停止や納税の猶予・換価の猶予の要件に該当するかどうかの判断は、差押執行機関の裁量に任されており、本来、差押えが解除されるべき事案であっても、実際には差押えが解除されない事態も起こりうる。

さらに、行政サイドからみれば、差押えにより一旦滞納債権額を確保した後に、換価の猶予等により差押えを解除することで事案の完結が遅れることのほか、その後の滞納者の状況の変化によっては、全く債権が回収できなくなってしまうおそれがあるため、差押えの解除に対して消極的になる可能性がある。

このように、結局のところ、事後的に差押えを解除する方法で対処する場合は、多分に徴税吏員・徴収職員等の裁量判断に委ねられているのであって、各徴税吏員・徴収職員等は、差押禁止財産規定の趣旨や滞納者の生存権等に配慮をして、適切な対応を行わなければならない。とりわけ、広島高裁二五年判決には最大限の留意が必要である。

また、このほか、国税徴収法基本通達の改正や、国による地方自治法上の「助言」を通して、全国統一的に、差押禁止財産規定の趣旨に反する預金債権の差押えを禁止する方法も考えられるところではある。

しかし、「助言」に法的強制力はなく、全国一律的に同様の措置が採られる保証はない。また、国税徴収法基本通達の改正等によって、行政上の統一的運用が実施されたとしても、民事執行において、差押禁止財産規定の趣旨に反するような預金債権差押命令が下されるようであれば、公法と私法との間において、強制徴収の取扱いに相当の開きがある。

生じることになる。とりわけ、国や地方公共団体の債権には、強制徴収公債権のほか、強制徴収ができない非強制徴収公債権や私債権も存在するのであって、かかる債権の間で取扱いが異なることになることになれば、問題である。したがって、私債権の回収に際しても、差押禁止財産の差押えを回避すべく、民事執行法一五三条一項の差押禁止債権範囲変更申立ての一層の活用を図るなどの工夫が必要になると思われる。

⑤ 立法における対応策

行政上の対応策は、最終的には徴税吏員・徴収職員等の裁量判断に任ざれていることから、差押禁止財産規定の趣旨を最大限に考慮し、これに反する預金債権の差押えを確実に回避しようとする観点からすれば、一定の限界があることは否めない。

そこで、差押禁止財産の保護の徹底を図る観点から、特別法の制定や徴収法の一部改正等により、立法的に解決することが適切であると考ええる。

この場合の方法としては、a 預金債権の差押えの場面において、差押禁止財産規定の趣旨に反する預金債権の差押えの絶対的禁止規定を設ける方法と、b 既に執行された預金債権の差押えについて、差押禁止財産規定の趣旨に反する預金債権の差押えを、事後的に義務的解除すべき規定を設ける方法が考えられる。

a の方法は、主として、差押執行機関が、差押禁止財産をターゲットとして預金債権を差し押さえる場面を想定しており、差押えを執行する前の段階で、差押禁止財産の保護を図ろうとするものである。

具体的には、差押えの前の財産調査を、原則として義務的なものにする。つまり、預金債権を差し押さえる前に、金融機関において、原則として過去一か月以上の取引履歴を調査し、差押禁止財産の入金の有無を確認しなければな

らないこととする。そして、差押えの執行に際しても、金融機関において、預金残高及び過去一か月以上の取引履歴を調査し、預金残高に差押禁止財産相当額が含まれていないと判断できた場合にのみ、預金債権の差押えを執行することができるとし、これに反する差押えは、差押禁止財産相当額に係る預金債権の差押えの部分について、無効とする。

一方、bの方法は、主として、差押執行機関が、預金債権差押えの執行時には差押禁止財産をターゲットにする意図はなかったものの、差押え執行後に、結果的に差押禁止財産規定の趣旨に反する預金債権の差押えとなった事実を確認した場合、及び差押えを受けた滞納者から差押禁止財産規定の趣旨に反する預金債権の差押えを解除しようという意図があった場合を想定している。これらは、例えば、給料の振込口座に係る預金債権の差押えの際、差押禁止財産の算定額に誤りがあったことにより、当該差押えが差押禁止財産規定の趣旨に反することとなった場合等の場面が想定される。

具体的には、第一に、差押執行機関が、差押え後に、差押禁止財産規定の趣旨に反する預金債権を差し押さえた事実を確認した場合、差押執行機関は、直ちに差押禁止財産相当額に係る預金債権の差押えを解除しなければならないこととする。

そして、第二に、差押えを受けた滞納者から、差押禁止財産規定の趣旨に反する預金債権の差押えを解除するように申立てがあった場合、差押執行機関は直ちに事実調査を行い、申立て事実の確認ができれば、差押禁止財産相当額に係る預金債権の差押えを解除しなければならないこととする。なお、これに違反して差押えを解除しない場合、正当な理由がない限り、差押禁止財産相当額に係る預金債権の差押えの継続を無効とする。

ところで、bの方法は、aの方法の補完的機能をも有する。例えば、即時に差押えを執行すべき必要性・緊急性が

あつたため、やむを得ず a の手続を履践しないまま預金債権を差し押さえたが、結果的に、当該差押えが差押禁止財産規定の趣旨に反することとなつた場合等においては、b の方法により、事後的に当該差押えを解除しなければならぬことになる。これにより、より厚く差押禁止財産の保護を図ることができる。

そしてこのことから、a 及び b の方法は、択一的な制度として創設されるのではなく、a の方法を原則とした二段構えの制度として創設されるべきである。これにより、両制度が相まって、差押禁止財産保護のためのセーフティネット機能を發揮することができるのである。

なお、国や地方公共団体の債権には、強制徴収公債権のほか、強制徴収ができない非強制徴収公債権・私債権も存するところ、これらの債権間において、差押禁止財産規定の趣旨に反する預金債権の差押えの回避手法に違いが生じることが、問題である。そこで、民事法分野における債権執行の制度においても、ここで取り上げた手法と同趣旨の立法的手当てを行う必要がある。

五 おわりに

滞納という事実の存在は、他の納税者やその他の債務者との公平を害するものであり、早晩解消される必要がある。特に、国や地方公共団体の債権は、それぞれの団体の財政基盤を支える重要な財産であるから、その回収の必要性は相当に高い。このため、債権回収・滞納整理は、昨今、非常に重要視されている。預金債権の差押えも、早期の債権確保手段として活用されている。

そのような中で言い渡された広島高裁二五年判決における預金債権差押違法の判断は、国や地方公共団体の債権の回収、とりわけ強制徴収公債権の回収の現場にインパクトを与えた。これまでの滞納処分現場では、差押禁止財産が預金口座に振り込まれば、当該預金債権を差し押さえることは適法であると解されてきたわけであり、実際、差押禁止財産をターゲットとした預金債権の差押えも、当然のように行われてきた。ところが、差押禁止財産を「狙い撃ち」にして、差押禁止財産が振り込まれた預金口座に係る預金債権を差し押さえることが、実質的には差押禁止財産を差し押さえているものと評価されたわけである。

このため、国や地方公共団体は、強制徴収公債権の回収に際しては、差押禁止財産を侵害しないより適正な手法を採りながら、着実に回収率を高めていかなければならない。滞納整理上、これまでよりも難しい舵取りが、ますます要求されているといえる。今後、差押禁止財産規定の趣旨に最大限に配慮しながら、預金債権の差押え等の手段により債権回収率の向上を図るといふ困難な課題を克服していかなければならないのである。

それには、徴税吏員・徴収職員等の育成が欠かせない。中でも、差押えの執行とともに、滞納処分の執行停止や納税の猶予・換価の猶予、差押えの解除の各手法を駆使する「バランス」意識・感覚を育むことが大切であろう。

- (1) 関西自治体法務研究会代表。筆者は、ともに自治体税務部門での実務経験を有している。
- (2) 佐藤幸治『日本国憲法論』(成文堂、二〇一一年) 一七一頁。
- (3) 原田尚彦『行政法要論(全訂第七版補訂第二版)』(学陽書房、二〇一二年) 二二四頁。
- (4) 前掲注(3)、二二六頁。
- (5) 前掲注(3)、二二九・二三〇頁。

説

論

- (6) 金子宏『租税法(第二十版)』(弘文堂、二〇一五年)八三頁。
- (7) 芦部信喜・高橋和之補訂「憲法(第六版)」(岩波書店、二〇一五年)二六八頁。
- (8) 前掲注(7)、一一〇頁。
- (9) 安藤裕編「図解 国税徴収法」(一財)大蔵財務協会、平成二七年版)一七七頁。
- (10) 前掲注(6)、九〇五頁。
- (11) 前掲注(9)、一七七頁。
- (12) 金融法務事情二六八七号四四一四七頁。
- (13) 前掲注(6)、九〇七頁。
- (14) 金融法務事情一五三五号六四頁一六七頁、金融・商事判例一〇五六号六頁一四頁。
- (15) 金融・商事判例一四三三二号八一二二頁。
- (16) 金融・商事判例一四一九号五一頁、判例地方自治三七三三九頁。
- (17) 前掲注(12)。
- (18) 佐瀬裕史「差押禁止債権を原資とする預貯金債権への強制執行と不当利得」ジュリスト一三二〇号(二〇〇六年)一六七―一七〇頁。
- (19) 兵庫県弁護士会消費者問題判例検索システム参照 <http://www.hyogoben.or.jp/hanrei/>
- (20) 金融法務事情一四七〇号四一―四六頁。
- (21) 金融法務事情一五三五号六七―六八頁。
- (22) 前掲注(14)。
- (23) 判例自治二六六号四六一四八頁。
- (24) 前掲注(16)。
- (25) 前掲注(15)。
- (26) 前掲注(9)、一八一頁。